第五十条第一項中「第三十八条第一項」の下に「若しくはなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前の法第三十八条第二項」を加え、「第五十四条の二第一項」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前の法第五十四条の二第一項」に改め、同条第二項第四号中「書類」の下に「（厚生労働大臣が支給する年金たる給付を受けていることにより支給が停止されている障害厚生年金に係るものを除く。）」を加え、同条第三項第一号中「第三十八条第一項及び」の下に「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前の法第三十八条第二項並びに」を加える。

第五十条の二第二項中「障害厚生年金の年金証書等」を「年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類」に改める。

第五十条の三第一項各号列記以外の部分中「同条」を「令第三条の七」に改め、同項第四号中「同条」を「令第三条の七」に、「当該給付」を「当該令第三条の七に掲げる給付」に改め、同条第二項第二号中「給付」の下に「（厚生労働大臣が支給するものを除く。）」を加える。

第五十二条中「第七十八条」を「第七十八条第一項」に改める。

第五十三条に次の一項を加える。

4　障害厚生年金の受給権者が同時に法第二条の五第一項第二号から第四号までに定める者が支給する法による障害厚生年金（以下「第二号等障害厚生年金」という。）の受給権を有する場合において、当該受給権者が他の法令の規定で第一項の規定に相当するものに基づく当該第二号等障害厚生年金に係る同項の届出に相当する行為を行つたときは、同項の届出を行つたものとみなす。

第五十四条に次の一項を加える。

3　障害厚生年金の受給権者が同時に第二号等障害厚生年金の受給権を有する場合において、当該受給権者が他の法令の規定で第一項の規定に相当するものに基づく当該第二号等障害厚生年金に係る同項の届出に相当する行為を行つたときは、同項の届出を行つたものとみなす。

第五十六条の二第二項中「障害厚生年金の年金証書（障害厚生年金の年金証書を添えることができないときは、その事由書）」を「年金手帳その他の当該受給権者の基礎年金番号を明らかにすることができる書類」に改め、同条に次の一項を加える。

6　障害厚生年金の受給権者が同時に第二号等障害厚生年金の受給権を有していた場合において、当該受給権者が他の法令の規定で第一項の規定に相当するものに基づく当該第二号等障害厚生年金に係る同項の届書の提出に相当する行為を行つたときは、同項の届書の提出があつたものとみなす。

第五十七条第四項中「第四十一条第四項及び第五項」を「第四十一条第五項及び第六項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　障害厚生年金の受給権者が同時に第二号等障害厚生年金の受給権を有していた場合において、当該受給権者が他の法令の規定で第一項の規定に相当するものに基づく当該第二号等障害厚生年金に係る同項の届出に相当する行為を行つたときは、同項の届出を行つたものとみなす。

第六十条第一項中「遺族厚生年金」の下に「（厚生労働大臣が支給するものに限る。第八十九条の二を除き、以下同じ。）」を加え、同項第一号中「離婚時みなし被保険者期間（）の下に「第一号厚生年金被保険者期間に係る」を、「被扶養配偶者みなし被保険者期間（）の下に「第一号厚生年金被保険者期間に係る」を加え、同項第五号を次のように改める。

五　削除

第六十条第三項第十三号中「公的年金給付」の下に「（厚生労働大臣が支給するものを除く。）」を加え、「当該給付」を「当該公的年金給付」に改め、同条第六項中「による年金たる保険給付」の下に「（法による年金たる保険給付にあつては、厚生労働大臣が支給するものに限る。）」を加え、「。第八十一条の二第四項において「平成九年経過措置政令」という。」を削る。

第六十条の二第二項第一号中「が受給権を有する遺族厚生年金の年金証書」を「の年金手帳その他の当該妻又は子の基礎年金番号を明らかにすることができる書類」に改める。

第六十条の三中「第六十四条の三第一項」を「第六十四条の二第一項若しくはなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前の法第六十四条の三第一項」に、「令第三条の十の二各号」を「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生年金保険の保険給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十三号）第八十四条の規定により読み替えて適用する法第六十条第一項第二号に規定する老齢厚生年金等」に、「第三条の十の五各号」を「平成二十四年一元化法附則第十二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十七年改正前の令第三条の十の五各号」に、「国家公務員共済組合法」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「私立学校教職員共済法第二十五条において準用する場合」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する例による平成二十四年一元化法改正前国共済法（私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法をいう。）第四十一条第一項の規定を適用する場合」に、「地方公務員等共済組合法」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前地共済法」に改める。

第六十一条第一項中「法第六十四条の二第二項」を「又はなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前の法第三十八条第二項（なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前の法第六十四条の二第二項」に改め、同項第四号中「遺族基礎年金」の下に「、法第二条の五第一項第二号から第四号までに定める者が支給する法による遺族厚生年金（以下「第二号等遺族厚生年金」という。）」を加え、同条第二項第二号中「遺族厚生年金の年金証書」を「年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類」に改め、同項第三号及び第四号中「給付」の下に「（厚生労働大臣が支給するものを除く。）」を加える。

第六十二条第二項第一号中「遺族厚生年金の年金証書」を「年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類」に改める。

第六十五条第一項中「、第六十四条の二第一項」を削り、「若しくは第六十六条」を「、第六十六条若しくはなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前の法第三十八条第一項、第六十四条の二第一項若しくは第六十六条」に改め、同条第三項第五号中「書類」の下に「（厚生労働大臣が支給する年金たる給付を受けていることにより支給が停止されている遺族厚生年金に係るものを除く。）」を加え、同条第五項第一号中「第三十八条第一項及び」の下に「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前の法第三十八条第一項並びに」を加える。

第六十七条第二項第二号中「遺族厚生年金の年金証書」を「年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類」に改める。

第六十九条中「第七十八条」を「第七十八条第一項」に改める。

第七十条に次の一項を加える。

4　遺族厚生年金の受給権者が同時に第二号等遺族厚生年金の受給権を有する場合において、当該受給権者が他の法令の規定で第一項の規定に相当するものに基づく当該第二号等遺族厚生年金に係る同項の届出に相当する行為を行つたときは、同項の届出を行つたものとみなす。

第七十一条に次の一項を加える。

3　遺族厚生年金の受給権者が同時に第二号等遺族厚生年金の受給権を有する場合において、当該受給権者が他の法令の規定で第一項の規定に相当するものに基づく当該第二号等遺族厚生年金に係る同項の届出に相当する行為を行つたときは、同項の届出を行つたものとみなす。

第七十三条の二第二項中「遺族厚生年金の年金証書（遺族厚生年金の年金証書を添えることができないときは、その事由書）」を「年金手帳その他の当該受給権者の基礎年金番号を明らかにすることができる書類」に改め、同条に次の一項を加える。

6　遺族厚生年金の受給権者が同時に第二号等遺族厚生年金の受給権を有していた場合において、当該受給権者が他の法令の規定で第一項の規定に相当するものに基づく当該第二号等遺族厚生年金に係る同項の届書の提出に相当する行為を行つたときは、同項の届書の提出があつたものとみなす。

第七十四条第四項中「第四十一条第四項及び第五項」を「第四十一条第五項及び第六項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　遺族厚生年金の受給権者が同時に第二号等遺族厚生年金の受給権を有していた場合において、当該受給権者が他の法令の規定で第一項の規定に相当するものに基づく当該第二号等遺族厚生年金に係る同項の届出に相当する行為を行つたときは、同項の届出を行つたものとみなす。